

令和 7 年 6 月富山県議会定例会議案

令和 7 年 6 月富山県議会定例会議案目次

議案第 85 号	令和 7 年度富山県一般会計補正予算（第 1 号）	1
議案第 86 号	令和 7 年度富山県病院事業会計補正予算（第 1 号）	4
議案第 87 号	富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例一部改正の件	7
議案第 88 号	富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例一部改正の件	8
議案第 89 号	富山県各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償支給条例一部改正の件	12
議案第 90 号	富山県公立学校情報機器整備基金条例一部改正の件	14
議案第 91 号	富山県税条例一部改正の件	15
議案第 92 号	富山県総合デザインセンター条例一部改正の件	18
議案第 93 号	富山県営駐車場管理条例一部改正の件	19
議案第 94 号	富山県病院事業の設置等に関する条例一部改正の件	21
議案第 95 号	富山県港湾管理条例一部改正の件	23
議案第 96 号	富山県立高等学校の授業料等に関する条例一部改正の件	25
議案第 97 号	工事請負契約締結に関する件（富山県富山児童相談所等新築工事）	26
議案第 98 号	動産取得に関する件	27
報告第 3 号	地方自治法第 179 条による専決処分の件	28
	富山県税条例一部改正の件	29
	過疎地域等における県税の特別措置に関する条例一部改正の件	31
	損害賠償に係る和解に関する件	32
報告第 4 号	地方自治法第 180 条による専決処分の件	34
	損害賠償に係る和解に関する件	35
報告第 5 号	令和 6 年度富山県継続費繰越計算書	37
報告第 6 号	令和 6 年度富山県繰越明許費繰越計算書	38
報告第 7 号	令和 6 年度富山県事故繰越し繰越計算書	53
報告第 8 号	令和 6 年度富山県病院事業会計予算繰越計算書	58
報告第 9 号	令和 6 年度富山県流域下水道事業会計予算繰越計算書	60

報告第 10 号	令和 6 年度富山県電気事業会計予算繰越計算書……………	62
報告第 11 号	令和 6 年度富山県水道事業会計予算繰越計算書……………	64
報告第 12 号	令和 6 年度富山県工業用水道事業会計予算繰越計算書……………	66

令和 7 年度富山県一般会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度富山県の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,393,774 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 604,057,761 千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 6 月 10 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 国 庫 支 出 金		57,891,108	2,554,952	60,446,060
	1 国 庫 負 担 金	21,661,340	3,224	21,664,564
	2 国 庫 補 助 金	34,210,452	2,551,728	36,762,180
12 繰 入 金		17,952,851	838,822	18,791,673
	2 基 金 繰 入 金	10,119,453	838,822	10,958,275
補正されなかった款項に係る額		524,820,028		524,820,028
歳 入 合 計		600,663,987	3,393,774	604,057,761
歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		29,040,851	10,000	29,050,851
	1 総 務 管 理 費	12,664,350	10,000	12,674,350
4 衛 生 費		34,383,877	897,056	35,280,933
	4 医 務 費	4,847,199	897,056	5,744,255
6 農 林 水 産 業 費		32,909,960	5,418	32,915,378
	1 農 業 費	7,054,049	1,918	7,055,967
	4 林 業 費	7,145,886	3,500	7,149,386

7 商 工 費		76,240,823	1,820,000	78,060,823
	2 工 鉦 業 費	7,895,857	1,820,000	9,715,857
10 教 育 費		107,343,740	661,300	108,005,040
	1 教 育 総 務 費	13,774,615	151,000	13,925,615
	4 高 等 学 校 費	24,183,526	510,300	24,693,826
補正されなかった款項に係る額		320,744,736		320,744,736
歳 出 合 計		600,663,987	3,393,774	604,057,761

令和 7 年度富山県病院事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 7 年度富山県病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 7 年度富山県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,442,321 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,442,650 千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 1,442,321 千円」を「過年度分損益勘定留保資金 1,442,650 千円」に改め、同条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 資本的収入	5,948,323千円	36,061千円	5,984,384千円
第 1 項 企 業 債	5,345,000千円	14,000千円	5,359,000千円
第 2 項 補 助 金	435,165千円	22,061千円	457,226千円
	支	出	
第 1 款 資本的支出	7,390,644千円	36,390千円	7,427,034千円
第 1 項 建設改良費	1,122,785千円	36,390千円	1,159,175千円

第 3 条 予算第 6 条中

富山県立中央病院 劣化改修事業費	550,000
富山県立中央病院 医 療 器 械 整 備 事 業 費	66,000
富山県立中央病院 借 換 債	1,033,000
富山県リハビリテー ション病院・こども 支 援 セ ン タ ー 劣化改修事業費	67,000
富山県リハビリテー	

シヨン病院・こども 支 援 セ ン タ ー 病院情報システム 整 備 事 業 費	2,000
富山県リハビリテー シヨン病院・こども 支 援 セ ン タ ー 医 療 器 械 整 備 事 業 費	36,000
富山県リハビリテー シヨン病院・こども 支 援 セ ン タ ー 借 換 債	3,591,000
計	5,345,000

を

富山県立中央病院 劣化改修事業費	550,000
富山県立中央病院 医 療 器 械 整 備 事 業 費	66,000
富山県立中央病院 借 換 債	1,033,000
富山県立中央病院 病 院 情 報 ネ ッ ト ワ ー ク 更 新 事 業 費	14,000
富山県リハビリテー シヨン病院・こども 支 援 セ ン タ ー 劣化改修事業費	67,000
富山県リハビリテー シヨン病院・こども 支 援 セ ン タ ー 病院情報システム 整 備 事 業 費	2,000
富山県リハビリテー シヨン病院・こども 支 援 セ ン タ ー 医 療 器 械 整 備 事 業 費	36,000

に改める。

富山県リハビリテーション病院・こども支援センター 借換債	3,591,000
計	5,359,000

令和7年6月10日 提出

富山県知事 新田 八朗

議案第 87 号

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例一部改正の
件

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 6 月 10 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年富山県条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 第 3 項から第 7 項までを次のように改める。

3 から 7 まで 削除

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 88 号

富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例一部改正の件

富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように
改正する。

令和 7 年 6 月 10 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部を改正する条例

富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年富山県条
令第62号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「から第 3 号まで」を削り、「もの」の次に「並びに行政手続における
特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条第 1 項に規定する準
法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和 6 年^{デジタル庁}総務省令第 8 号）の表
第 7 項及び第 8 項の下欄に掲げる事務」を加える。

別表第 1 第 1 項中第 2 号から第 4 号までを削り、第 5 号を第 2 号とし、第 6 号及
び第 7 号を削り、同表第 2 項中第 5 号及び第 6 号を削り、第 4 号を第 6 号とし、第
1 号から第 3 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同項に第 1 号及び第 2 号として次の 2 号
を加える。

- (1) 県立の高等学校の生徒に対する学習者用端末の貸与に関する事務（以下
「県立学校学習者用端末貸与事務」という。）であって規則で定めるもの
- (2) 県立の高等学校の生徒に対する学習者用端末の購入に係る補助金の交付に
関する事務（以下「県立学校学習者用端末購入等支援事業費補助金交付事務」
という。）であって規則で定めるもの

別表第 2 第 1 項の表を次のように改める。

事務	特定個人情報
私立学校授業料等減免事務であって規則で定めるもの	就学支援金法による就学支援金の支給に関する情報（以下「就学支援金関係情報」という。）であって規則で定めるもの
特定個人番号利用事務（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報の提供を受ける事務に限る。）であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの

別表第2第2項の表を次のように改める。

事務	特定個人情報
県立学校学習者用端末貸与事務であって規則で定めるもの	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
県立学校学習者用端末購入等支援事業費補助金交付事務であって規則で定めるもの	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
県立学校授業料等減免事務であって規則で定めるもの	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
特別支援学校就学補助金交付事務であって規則で定めるもの	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの
国公立学校奨学給付金支給事務であって	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの

規則で定めるもの

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3 （第 4 条関係）

情報照 会機関	事務	情報提 供機関	特定個人情報
教育委 員会	1 県立学校学習者用 端末貸与事務であ って規則で定めるもの	知事	外国人生活保護関係情報であって規則で定 めるもの
	2 県立学校学習者用 端末購入等支援事業 費補助金交付事務で あって規則で定める もの	知事	外国人生活保護関係情報であって規則で定 めるもの
	3 県立学校授業料等 減免事務であって規 則で定めるもの	知事	生活保護関係情報、就学支援金関係情報又 は外国人生活保護関係情報であって規則で 定めるもの
	4 奨学資金貸与事務 であって規則で定め るもの	知事	身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号） による身体障害者手帳、精神保健及び精神 障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123 号）による精神障害者保健福祉手帳若 しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第 37号）にいう知的障害者に関する情報、生 活保護関係情報又は外国人生活保護関係情 報であって規則で定めるもの
	5 国公立学校奨学給 付金支給事務であ って規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報、就学支援金関係情報又 は外国人生活保護関係情報であって規則で 定めるもの

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（富山県住民基本台帳法施行条例の一部改正）

2 富山県住民基本台帳法施行条例（平成14年富山県条例第38号）の一部を次のよ

うに改正する。

別表第1第8項中「別表第1第1項第5号から第7号まで」を「別表第1第1項第2号」に改める。

議案第 89 号

富山県各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償支給条例
一部改正の件

富山県各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償支給条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 6 月 10 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償支給条例
の一部を改正する条例

富山県各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償支給条例（昭和37年富山県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の表中

日額 10,800
日額 10,800
日額 10,800
日額 12,800
日額 12,800
日額 11,300
日額 10,800
日額 10,900

を

日額 12,200
日額 12,200
日額 12,200
日額 14,500
日額 14,500
日額 12,800
日額 12,200
日額 12,400

に改める。

日額 10,900
日額 9,600
日額 8,900
日額 8,900
日額 8,900

日額 12,400
日額 10,900
日額 10,100
日額 10,100
日額 10,100

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 90 号

富山県公立学校情報機器整備基金条例一部改正の件

富山県公立学校情報機器整備基金条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 6 月 10 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県公立学校情報機器整備基金条例の一部を改正する条例

富山県公立学校情報機器整備基金条例（令和 6 年富山県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「義務教育学校」の次に「、高等学校」を加え、「（小学部及び中学部に限る。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 91 号

富山県税条例一部改正の件

富山県税条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 6 月 10 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県税条例の一部を改正する条例

富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第33条第 5 項中「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改める。

第35条中「扶養控除額」の次に「、特定親族特別控除額」を加える。

第 144 条中「から第 4 項まで」を「及び第 3 項」に改める。

附則第 6 条を次のように改める。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第 6 条 令和 8 年 4 月 1 日以後に第90条第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこ（法第74条第 2 項第 1 号ホに掲げる加熱式たばこをいい、第91条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第92条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（法第74条第 2 項第 1 号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項において同じ。）の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ（たばこ事業法第 2 条第 2 号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを省令附則第 4 条の 2 に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の省令附則第 4 条の 3 に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項において同じ。）の 0.35 グラムをもつて紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの 1 本当たりの重量が 0.35 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの 1 本をもつて紙巻たばこの 1 本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項第2号に掲げる加熱式たばこ（第91条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、同項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるものその他の令附則第10条に規定するものについては、同項第2号ただし書の規定は、適用しない。

附則第6条の5第1項の表2の項中「オーストラリア軍隊」を「締約国軍隊」に、「附則第10条の2の2第2項」を「附則第10条の2の2第3項」に、「附則第10条の2の2第3項」を「附則第10条の2の2第4項」に改め、同表3の項中「附則第10条の2の2第4項」を「附則第10条の2の2第5項」に、「附則第10条の2の2第5項」を「附則第10条の2の2第6項」に改め、同表4の項中「附則第10条の2の2第6項」を「附則第10条の2の2第7項」に、「附則第10条の2の2第7項」を「附則第10条の2の2第8項」に改め、同表5の項中「附則第10条の2の2第8項」を「附則第10条の2の2第9項」に改める。

附則第9条の2第1項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

附則第12条第5項中「第145条の5」を「第145条の13」に改める。

附則第15条第1項中「第11条の7第1項」を「第11条の6第1項」に改め、同条第2項中「第11条の7第2項」を「第11条の6第2項」に改め、同条第3項中「第11条の7第4項」を「第11条の6第4項」に改め、同条第4項中「第11条の7第5項」を「第11条の6第5項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第144条の改正規定 令和7年10月1日

(2) 附則第6条及び第12条第5項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年4月1日

(3) 附則第9条の2第1項の改正規定 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第28号）の施行の日

(4) 附則第 6 条の 5 第 1 項の改正規定及び附則第 4 条の規定 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号。次号において「改正法」という。）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日

(5) 第33条第 5 項の改正規定 改正法附則第 1 条第 7 号に掲げる規定の施行の日（県民税に関する経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の富山県税条例（以下「新条例」という。）第35条の規定は、令和 8 年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和 7 年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（県たばこ税に関する経過措置）

第 3 条 次項に定めるものを除き、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第 6 条第 1 項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る県たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和 8 年 4 月 1 日から同年 9 月30日までの間に、富山県税条例第90条第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第92条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項及び新条例附則第 6 条の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計額によるものとする。

(1) 富山県税条例第92条第 3 項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第 6 条第 1 項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第 6 条の規定により換算した紙巻たばこの本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数

（軽油引取税に関する経過措置）

第 4 条 新条例附則第 6 条の 5 第 1 項の規定は、附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日以後の軽油の引取り及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、同日前の軽油の引取り及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

議案第 92 号

富山県総合デザインセンター条例一部改正の件

富山県総合デザインセンター条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 6 月 10 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県総合デザインセンター条例の一部を改正する条例

富山県総合デザインセンター条例（平成11年富山県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表 2 中「2,400 円」を「1,000 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 93 号

富山県営駐車場管理条例一部改正の件

富山県営駐車場管理条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 6 月 10 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県営駐車場管理条例の一部を改正する条例

富山県営駐車場管理条例（昭和51年富山県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「第 7 条」を「第 7 条第 1 項」に、「料金」を「利用料金」に改める。

第 7 条から第 9 条までを次のように改める。

（利用料金）

第 7 条 駐車場を利用する者は、指定管理者に駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ管理者の承認を受けて定める。

3 利用料金は、指定管理者がその収入として収受する。

4 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ管理者の承認を受けて、利用料金の額から割引をした額をもって回数券を発行することができる。

（利用料金の減免）

第 8 条 指定管理者は、駐車場の付近において国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他の緊急を要する公務を行うために使用する自動車を駐車場に駐車させる場合は、利用料金を免除するものとする。

2 指定管理者は、前項の場合のほか、管理者の承認を受けて定めた基準により、利用料金を減免することができる。

（利用料金の還付）

第 9 条 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(1) 駐車場を利用する者の責めに帰することができない理由により利用すること

ができなかったとき。

(2) その他指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

第10条を削り、第11条を第10条とする。

第12条を削る。

別表中「300円」を「330円」に、「100円」を「110円」に、

「	金	金		でごとにつき1台	
	回	数	券	料	金
				基本料金券11枚つづり	3,000円

を

「	金	金		でごとにつき1台	

に、「18,000円」を「19,800円」に、「10,000円」を「11,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和8年3月31日までに富山県営富山中央駐車場（以下「駐車場」という。）に入庫した自動車で同日までに出庫しなかったものの当該駐車に係る普通料金の額については、この条例による改正後の富山県営駐車場管理条例（以下「新条例」という。）の規定にかかわらず、新条例第7条第2項の規定により指定管理者が定める利用料金を考慮して管理者が定める額とする。
- 3 この条例による改正前の富山県営駐車場管理条例（次項において「旧条例」という。）第8条ただし書の規定により発行した駐車場の回数券は、令和8年3月31日までに駐車場に入庫した自動車で同日までに出庫しなかったものが同日後に出庫する場合においても、なお使用することができる。
- 4 旧条例第8条ただし書の規定により発行した駐車場の回数券に係る料金の還付については、新条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 94 号

富山県病院事業の設置等に関する条例一部改正の件

富山県病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 6 月 10 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

富山県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項を次のように改める。

2 前条に規定する病院の診療科目は、次のとおりとする。

病院の名称	診療科目
中央病院	内科 腎臓内科 循環器内科 血液内科 呼吸器内科 消化器内科 内分泌・代謝内科 感染症内科 腫瘍内科 漢方・リウマチ科 精神科 脳神経内科 小児科 新生児内科 外科 乳腺外科 整形外科 外科 形成外科 脳神経外科 呼吸器外科 心臓血管外科 小児外 科 産婦人科 皮膚科 泌尿器科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテ ーション科 歯科口腔外科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 病理診断科 救急科 緩和ケア内科
リハビリ病 院・こども センター	内科 精神科 脳神経内科 小児科 整形外科 脳神経外科 皮膚 科 泌尿器科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 歯科

別表第 1 分べん介助料の項中

「	深夜	230,000 円 （多胎の場 合にあつて は、第 2 児 目から 1 児 につき 130,000 円 を加算した	
---	----	--	--

			額)	
--	--	--	----	--

を

「		深夜	230,000 円 (多胎の場合にあつては、第 2 児目から 1 児につき 130,000 円を加算した額)
	無痛分娩	昼間	120,000円
		夜間等	140,000円
	加算	深夜	150,000円

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

議案第 95 号

富山県港湾管理条例一部改正の件

富山県港湾管理条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 6 月 10 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県港湾管理条例の一部を改正する条例

富山県港湾管理条例（昭和37年富山県条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第 8 中「新湊マリーナ管理棟」の次に「、新湊マリーナ車庫、新湊マリーナ詰所」を加える。

別表第 9 中「新湊マリーナ浮さん橋」の次に「、新湊マリーナ物揚場」を加える。

別表第10の 3 の項を次のように改める。

3 栈橋及び物揚場	長さ 5 メートル未満の船舶	日額	1 隻につき	1,820円
		月額	1 隻につき	15,190円
	長さ 5 メートル以上 6 メートル未満の船舶	日額	1 隻につき	2,020円
		月額	1 隻につき	16,710円
	長さ 6 メートル以上 7 メートル未満の船舶	日額	1 隻につき	2,190円
		月額	1 隻につき	18,230円
	長さ 7 メートル以上 8 メートル未満の船舶	日額	1 隻につき	2,370円
		月額	1 隻につき	19,750円
	長さ 8 メートル以上の船舶	日額	1 隻につき	2,560円
		月額	1 隻につき	21,270円
	10メートル栈橋	日額	1 隻につき	3,220円
		月額	1 隻につき	26,730円
	12メートル栈橋	日額	1 隻につき	4,180円
		月額	1 隻につき	34,750円
	15メートル栈橋	日額	1 隻につき	9,240円
		月額	1 隻につき	76,810円

別表第10中 8 の項を削り、 9 の項を 8 の項とし、10の項を削り、11の項を 9 の項とし、12の項から15の項までを 2 項ずつ繰り上げ、同表備考第 2 項中「栈橋」を「艇庫、栈橋、物揚場」に改め、同表備考中第 3 項を削り、同表備考第 4 項中「（ビジターが当該栈橋を使用する場合を含む。）」を削り、同項を同表備考第 3 項とし、同表備考中第 5 項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 96 号

富山県立高等学校の授業料等に関する条例一部改正の件

富山県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 6 月10日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例

富山県立高等学校の授業料等に関する条例（昭和22年富山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

令和 7 年度 4 月、5 月及び 6 月分の授業料（専攻科に係るものを除く。）を徴収する場合における第 4 条第 1 項第 1 号の規定の適用については、同号中「7 月 10 日」とあるのは、「10 月 10 日」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 97 号

工事請負契約締結に関する件

富山県富山児童相談所等新築工事請負契約を次のとおり締結するものとする。

令和 7 年 6 月 10 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 富山県富山児童相談所等新築工事 |
| 2 | 工 事 の 場 所 | 富山市下飯野地内 |
| 3 | 契 約 金 額 | 2,216,500,000円 |
| 4 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 5 | 契約の相手方 | 日本海建興・近藤建設・林建設富山県富山児童相談所等新築
工事共同企業体
代表者
富山市牛島町24番 6 号
日本海建興株式会社
共同企業体構成員
富山市緑町一丁目 1 番10号
近藤建設株式会社
富山市二口町二丁目 6 番地12
林建設株式会社 |
| 6 | 完 成 期 日 | 令和 9 年 2 月16日 |

議案第 98 号

動産取得に関する件

県立学校における教育の用に供するため、県立学校無線LANアクセスポイントを次のとおり取得するものとする。

令和7年6月10日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

- | | | |
|---|-----------|----------------------------------|
| 1 | 物 件 の 表 示 | 県立学校無線LANアクセスポイント
一式（1,580 台） |
| 2 | 相 手 方 | 富山市中野新町一丁目2番10号
株式会社ホクタテ |
| 3 | 取得予定価格 | 275,000,000円 |

報告第 3 号

地方自治法第 179 条による専決処分 の 件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 10 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県税条例一部改正の件

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例一部改正の件

損害賠償に係る和解に関する件

専決処分第 12 号

富山県税条例一部改正の件

富山県税条例の一部を改正する条例

富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第 127 条第 1 項各号列記以外の部分中「数量」の次に「（第 1 号又は第 2 号の場合にあつては、当該消費に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該消費に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除した数量とし、第 5 号の場合にあつては、法第 144 条の32第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定により製造の承認を受けた当該消費又は譲渡に係る軽油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該消費又は譲渡に係る軽油の数量から当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の軽油の数量を控除した数量とする。）」を加える。

附則第 6 条の 6 の 3 第 1 項中「令和 7 年 3 月31日」を「令和 9 年 3 月31日」に改める。

附則第 6 条の 6 の 6 第 1 項から第 3 項までの規定中「令和 7 年 3 月31日」を「令和 9 年 3 月31日」に改め、同条第 4 項及び第 5 項を削り、同条第 6 項中「附則第 4 条の11第14項」を「附則第 4 条の11第11項」に、「附則第 4 条の11第15項」を「附則第 4 条の11第12項」に改め、「車両総重量」の次に「（道路運送車両法第40条第 3 号に規定する車両総重量をいう。）」を加え、「トラック」の次に「（省令附則第 4 条の11第 9 項に規定する被けん引自動車を除く。）」を加え、「道路運送車両法」を「同法」に、「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」を「前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で省令附則第 4 条の11第 8 項に規定するもの」に、「附則第 4 条の11第13項」を「附則第 4 条の11第10項」に、「令和 7 年 3 月31日」を「令和 9 年 3 月31日」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 7 項中「附則第 4 条の11第16項」を「附則第 4 条の11第13項」に改め、同項を同条第 5 項とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（軽油引取税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の富山県税条例第127条第1項（第1号、第2号及び第5号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後の軽油の消費及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の消費及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第3条 令和6年4月30日までに取得された改正前の富山県税条例附則第6条の6の6第4項及び第5項に規定する自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決する。

令和7年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

専決処分第 13 号

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例一部改正の件

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例（昭和39年富山県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第 3 条各号列記以外の部分中「令和 7 年 3 月31日」を「令和10年 3 月31日」に改め、「施設のうち」の次に「同法第25条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設で」を加える。

第 4 条第 1 項各号列記以外の部分中「令和 7 年 3 月31日」を「令和 9 年 3 月31日」に改め、同項第 1 号中「所得金額又は収入金額」を「所得」に改め、同条第 2 項第 3 号中「その他の省令第 4 条に規定する事業」を削り、同条第 3 項第 2 号中「から第 4 号まで」を「又は第 4 号」に、「同項第 4 号」を「同号」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

以上、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決する。

令和 7 年 3 月31日

富山県知事 新 田 八 朗

損害賠償に係る和解に関する件（地方自治法第 179 条第 1 項による専決処分）

専決処分 番号	概 要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分 年 月 日
14	令和 6 年12月18日に県道大家庄上飯野線下新川郡入善町上飯野地内で発生した道路のくぼみによる車両の損傷	下新川郡入善町在住 1 名	県が支払う額 32,561円	令和 7 年 3 月31日
15	令和 6 年12月23日に県道砺波庄川線砺波市上中野地内で発生した道路のくぼみによる車両の損傷	砺波市 社会福祉法人庄川 福祉会 砺波市在住 1 名	県が支払う額 13,585円	令和 7 年 3 月31日
16	令和 7 年 2 月10日に県道臼中福光線南砺市土生新地内で発生した道路のくぼみによる車両の損傷	石川県河北郡津幡町 在住 1 名	県が支払う額 17,000円	令和 7 年 3 月31日
17	令和 7 年 2 月24日に県道沓掛魚津線黒部市三日市地内で発生した道路のくぼみによる車両の損傷	下新川郡入善町在住 1 名	県が支払う額 7,500円	令和 7 年 3 月31日
21	令和 7 年 2 月13日に小矢部市下川崎地内で発生した道路標識柱の接触による車両の損傷	南砺市在住 1 名	県が支払う額 383,576円	令和 7 年 4 月 9 日
25	令和 6 年10月 3 日に高岡市あわら町地内で発生した看板の飛散による車両の損傷	富山市在住 1 名	県が支払う額 25,168円	令和 7 年 4 月10日
26	令和 6 年11月 7 日に南砺市高儀地内で発生した警察車両の損傷	南砺市在住 1 名	県が受け取る額 267,080円	令和 7 年 4 月10日
28	令和 6 年11月26日に砺波市矢木地内で発生した看板の飛散による鉄柵の損傷	砺波市在住 1 名	県が支払う額 11,776円	令和 7 年 4 月10日
30	令和 7 年 2 月に富山市赤江町地内で発生した庁舎からの落雪による車両の損傷	富山市 公益財団法人富山 県交通安全協会富 山中央支部	県が支払う額 123,364円	令和 7 年 4 月10日

31	令和 7 年 2 月11日に中新川郡立山町前沢新地内で発生した庁舎からの落雪によるアルミ柵の損傷	中新川郡立山町在住 1 名	県が支払う額 174,559円	令和 7 年 4 月10日
32	令和 7 年 2 月17日に富山市高島地内で発生した診断書の誤廃棄による損害	高岡市在住 1 名	県が支払う額 1,650円	令和 7 年 4 月10日
35	令和 6 年12月28日に一般国道 415 号富山市町袋地内で発生した橋上部からの落雪による車両の損傷	黒部市在住 1 名	県が支払う額 240,525円	令和 7 年 4 月14日
36	令和 7 年 2 月 5 日に県道高岡環状線高岡市野村地内で発生した案内標識からの落雪による車両の損傷	高岡市在住 1 名	県が支払う額 232,210円	令和 7 年 4 月14日
39	令和 6 年12月25日に魚津市本江地内で発生した魚津警察署の天井の損傷	滑川市在住 1 名	県が受け取る額 80,300円	令和 7 年 4 月24日
43	令和 6 年11月30日に県道安居福野線南砺市柴田屋地内で発生した道路のくぼみによる車両の損傷	南砺市在住 2 名	県が支払う額 41,998円	令和 7 年 5 月 1 日
45	令和 7 年 2 月23日に県道福光福岡線南砺市岩木地内で発生した道路のくぼみによる車両の損傷	氷見市在住 2 名	県が支払う額 33,110円	令和 7 年 5 月 9 日
46	令和 7 年 3 月 3 日に氷見市北大町地内で発生した借上車両の扉の接触による車両の損傷	小矢部市在住 1 名	県が支払う額 92,037円	令和 7 年 5 月13日

報告第 4 号

地方自治法第 180 条による専決処分の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和 7 年 6 月 10 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

損害賠償に係る和解に関する件

損害賠償に係る和解に関する件（地方自治法第 180 条第 1 項による専決処分）

専決処分 番号	概 要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分 年 月 日
18	令和 6 年 9 月 25 日に射水市海老江地 内で発生した県有自動車の交通事故	富山市在住 1 名	県が支払う額 299,303円	令和 7 年 4 月 9 日
19	令和 7 年 1 月 3 日に高岡市東石堤地 内で発生した警察車両の交通事故	高岡市在住 1 名	県が支払う額 38,000円	令和 7 年 4 月 9 日
20	令和 7 年 1 月 8 日に富山市天正寺地 内で発生した警察車両の交通事故	射水市在住 1 名	県が受け取る額 154,867円	令和 7 年 4 月 9 日
22	令和 7 年 2 月 19 日に富山市西番地内 で発生した警察車両の交通事故	中新川郡立山町在住 1 名	県が支払う額 714,268円	令和 7 年 4 月 9 日
23	令和 7 年 2 月 27 日に富山市婦中町外 輪野地内で発生した警察車両の交通 事故	富山市在住 1 名	県が支払う額 224,422円	令和 7 年 4 月 9 日
24	令和 6 年 3 月 13 日に高岡市福岡町大 滝地内で発生した警察車両の交通事 故	神奈川県横浜市 株式会社日産カー レンタルソリュー ション	県が受け取る額 73,524円	令和 7 年 4 月 10 日
27	令和 6 年 11 月 14 日に魚津市駅前新町 地内で発生した警察車両の交通事故	魚津市在住 1 名	県が受け取る額 147,939円	令和 7 年 4 月 10 日
29	令和 7 年 1 月 30 日に高岡市新横町地 内で発生した警察車両の交通事故	高岡市在住 1 名	県が受け取る額 360,701円	令和 7 年 4 月 10 日
33	令和 7 年 2 月 22 日に富山市上袋地内 で発生した警察車両の交通事故	富山市 トヨタモビリティ 富山株式会社	県が受け取る額 288,211円	令和 7 年 4 月 10 日
34	令和 6 年 7 月 8 日に南砺市刀利地内 で発生した借上車両の交通事故	砺波市在住 1 名	県が受け取る額 239,272円	令和 7 年 4 月 14 日
37	令和 7 年 2 月 18 日に富山市上富居地 内で発生した県有自動車の交通事故	富山市 立花冷設株式会社	県が支払う額 107,800円	令和 7 年 4 月 17 日
38	令和 6 年 1 月 26 日に南砺市井波地内 で発生した交通事故による道路標識 柱の損傷	南砺市在住 1 名	県が受け取る額 89,100円	令和 7 年 4 月 24 日

損害賠償に係る和解に関する件

40	令和 7 年 2 月18日に高岡市上牧野地内で発生した警察車両の交通事故	高岡市在住 2 名	県が支払う額 99,084円	令和 7 年 4 月24日
41	令和 7 年 3 月10日に富山市萩原地内で発生した警察車両の交通事故	富山市在住 1 名	県が支払う額 188,684円	令和 7 年 4 月24日
42	令和 6 年 7 月22日に射水市奈呉の江地内で発生した県有自動車の交通事故	氷見市在住 1 名	県が受け取る額 65,445円	令和 7 年 5 月 1 日
44	令和 7 年 1 月25日に富山市舟橋北町地内で発生した交通事故による案内看板の損傷	高岡市在住 2 名	県が受け取る額 178,200円	令和 7 年 5 月 2 日

報告第 5 号 令和 6 年度富山県継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の 総額	令和 6 年度予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳		
				予 計 上 額	前年度通 次繰越額	計				繰 越 金	特 定 財 源	源
10 教 育 費	6 大 学 費	公立大学法人 振興事業費	円 1,218,368,000	円 536,972,000	円 108,147,000	円 645,119,000	円 135,994,580	円 509,124,420	円 509,124,420	円 402,000,000	円 107,124,420	その他
一	般 会 計	計	円 1,218,368,000	円 536,972,000	円 108,147,000	円 645,119,000	円 135,994,580	円 509,124,420	円 509,124,420	円 402,000,000	円 107,124,420	

令和 7 年 6 月 10 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

報告第 6 号 令和 6 年度富山県繰越明許費繰越計算書									
款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内				訳
					既収入 特定財源	未収入 国支出金	特 定 地 方 債	財 源 そ の 他	
1 議会費	1 議会費	事務局運営事務費	400,000	271,260					271,260
2 総務費	1 総務管理費	安全なまちづくり推進事業費	23,600,000	23,600,000		23,600,000			
		財産管理費	130,118,000						
		庁舎維持管理費	213,116,000	166,652,000			133,300,000	1,500,000	31,852,000
		官民連携推進事業費	500,000	500,000				500,000	
		カーボンニュートラル推進事業費	4,850,000	4,850,000					4,850,000
	2 企画費	並行在来線対策費	80,000,000	80,000,000				80,000,000	
		広域交通対策費	676,040,000	669,780,000		334,890,000			334,890,000
		地域情報化推進費	25,632,000	25,632,000		20,000,000			5,632,000
		とやまの未来創生推進費	243,962,000	243,962,000		51,429,000	40,000,000		152,533,000
		高志の国文学館運営費	34,900,000	34,900,000			30,000,000		4,900,000
3 自然保護費	自然公園等整備事業費	101,595,000	101,595,000		51,780,000	47,000,000		2,815,000	
	自然公園等管理費	8,986,000	8,986,000					8,986,000	

3 民 生 費	5 市町村振興費	地域づくり支援事業費	16,464,000	16,464,000					16,464,000	
	7 防 災 費	防 災 対 策 推 進 費	94,394,000	92,594,000			43,237,000	13,000,000	6,600,000	29,757,000
		消防防災ヘリコプター 運 航 管 理 費	4,950,000	4,950,000				4,000,000		950,000
		原子力災害対策費	16,214,000	16,214,000			16,214,000			
		広域消防防災センター 運 営 費	310,000,000	309,903,000			147,471,000	147,000,000	15,432,000	
	1 社 会 福 祉 費	地域総合福祉推進事業費	191,000							
		総合福祉会館運営管理費	217,884,000	210,359,047				210,300,000		59,047
		障 害 福 祉 管 理 費	982,592,000	907,338,421			714,947,421	187,100,000		5,291,000
		障害者就労等支援事業費	7,300,000	6,597,000			4,781,000			1,816,000
	3 民 生 費	心身障害児者援護事業費	75,000	75,000			50,000			25,000
		在宅福祉対策事業費	86,300,000	86,300,000			60,658,000			25,642,000
		高齢者福祉対策費	862,411,000	862,411,000			789,061,000			73,350,000
		老人福祉施設整備費	374,311,000	315,398,063			95,751,976	28,300,000	191,340,000	6,087
		介護保険制度費	873,122,000	871,584,000			871,584,000			
		子育て支援推進事業費	59,450,000	59,450,000			39,632,000	19,600,000		218,000
		遊びのネットワーク づくり推進事業費	5,498,000	5,498,000						5,498,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入 特定財源	未収入 国支出金	特定財源		
							地方債	その他	
	2 児童福祉費	児童措置費	1,600,000	1,600,000		1,600,000			
		ひとり親家庭等福祉推進事業費	70,575,000	70,575,000		70,000,000			575,000
		児童相談所運営費	118,000,000	74,673,038					7,673,038
	4 災害救助費	災害救助費	197,606,000	196,406,000		14,363,000	67,000,000	166,000,000	16,043,000
	1 公衆衛生費	循環器病対策費	54,000,000	26,683,000				26,683,000	
		感染症対策費	237,951,000	237,951,000		118,974,000			118,977,000
	2 環境衛生費	動物愛護推進費	18,000,000	18,000,000				18,000,000	
	3 保健所費	厚生センター事業費	11,670,000	11,670,000			10,000,000		1,670,000
4 衛生費	4 医務費	公的病院等振興整備対策費	596,420,000	596,420,000		596,420,000			
		地域医療推進対策費	98,000,000						
	5 薬務費	医薬品適正使用推進費	65,451,000	65,451,000		43,634,000			21,817,000
		薬事総合研究開発センター費	4,257,000	4,257,000			3,000,000		1,257,000
		環境保全総合推進費	388,170,000	369,604,000			332,000,000		37,604,000
		県民公園新港の森管理事業費	6,003,000	6,003,000			2,000,000	2,251,000	1,752,000

5 労働費	6 公害防止費	快適な生活環境づくり推進費	28,802,000	28,802,000		15,651,000		13,151,000
		地球環境保全推進費	335,450,000	335,450,000		335,450,000		
		廃棄物対策推進費	2,614,000	2,614,000				2,614,000
		環境科学センター運営費	29,100,000	29,100,000				29,100,000
2 職業訓練費	3 失業対策費	魅力ある技能社会推進事業費	14,000,000	9,834,000		9,834,000		
		職業能力開発校整備費	32,549,000	32,549,000		14,366,000	12,000,000	6,183,000
		人材確保対策事業費	99,000,000	99,000,000		99,000,000		
		中山間地域づくり支援事業費	42,770,000	42,770,000		42,770,000		
1 農業費	2 畜産業費	担い手確保・育成強化事業費	54,000,000	54,000,000			36,000,000	18,000,000
		経営体育成支援事業費	177,900,000	172,650,000		115,100,000		57,550,000
		担い手確保・経営強化支援事業費	200,000,000	110,983,000		110,983,000		
		麦大豆生産振興対策費	69,125,000	69,125,000		69,125,000		
		水田農業生産振興対策事業費	80,000,000	80,000,000			80,000,000	
		農業用施設電気料金高騰緊急支援事業費	25,000,000	25,000,000		25,000,000		
		移れる！とやまの園芸産地支援事業費	20,000,000	20,000,000		20,000,000		
		飼料生産総合対策事業費	2,600,000	2,600,000		2,600,000		

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入 特定財源	未収入 国支出金	特入 地方債	定財源 その他	
		土地改良施設維持管理費	500,000	500,000		500,000			
		基幹水利施設保全事業費	10,000,000	9,078,820				3,381,000	5,697,820
		県単独農業農村整備費	290,000,000	289,762,691			179,000,000	658,000	110,104,691
		県営水利施設整備事業費	1,450,000,000	1,323,317,512		693,505,000	365,000,000	249,551,720	15,260,792
		団体営水利施設整備交付金事業費	50,000,000	41,886,000		37,886,000	4,000,000		
		団体営農道整備事業費	416,000						
3 農地費		県営農地整備事業費	8,554,618,000	7,774,330,454		4,658,879,000	1,933,000,000	1,058,090,120	124,361,334
		団体営農地整備事業費	54,000,000	53,295,000		53,295,000			
		地すべり対策事業費	280,000,000	223,233,946		127,000,000	94,000,000		2,233,946
		県営農村地域防災減災事業費	2,590,200,000	2,164,512,562		1,408,018,000	584,000,000	144,999,885	27,494,677
		団体営農村地域防災減災事業費	155,164,000	150,121,000		143,439,000	5,000,000		1,682,000
		国土調査事業費	45,114,000	45,114,000		30,076,000			15,038,000
		農業集落排水交付金事業費	14,425,000	9,430,000		9,430,000			
		中山間地域農業農村総合整備事業費	398,000,000	377,781,200		218,900,000	101,000,000	42,238,930	15,642,270

6 農林水産業費	4 林 業 費	森 林 計 画 樹 立 費	4,000,000	4,000,000					4,000,000	
		水と緑の森づくり事業費	2,808,000	622,000					622,000	
		林業成長産業化推進費	633,709,000	633,709,000			631,675,000			2,034,000
		有峰庁舎新築事業費	5,684,000	5,684,000				4,000,000		1,684,000
		林業人づくり総合支援対策事業費	7,449,000	7,449,000			3,724,000		3,725,000	
		造 林 事 業 費	358,147,000	342,168,531			193,064,000			149,104,531
		県単独森林整備事業費	127,000,000	118,635,720				66,000,000		52,635,720
		県単独林道整備事業費	35,560,000	35,559,800				35,000,000		559,800
		県営林道道整備交付金事業費	161,000,000	155,067,025			78,574,183	54,000,000	15,406,702	7,086,140
		山のまち地域づくり交付金事業費	151,235,000	144,958,992			102,405,396	32,000,000	7,127,399	3,426,197
		県営林道開設交付金事業費	45,400,000	44,428,312			22,214,156	17,000,000	4,442,832	771,324
		団体営林道舗装交付金事業費	4,985,000	4,985,000			3,323,000			1,662,000
		団体営林道改良交付金事業費	124,000,000	79,267,200			59,818,000			19,449,200
		復 旧 治 山 事 業 費	378,000,000	378,000,000			187,000,000	191,000,000		
		予防治山交付金事業費	110,000,000	96,397,936			45,397,936	51,000,000		
		県 単 独 治 山 事 業 費	430,000,000	384,805,978				327,000,000		57,805,978

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入		特定財源		
						国支出金	地方債	その他		
5 水産業費		緊急治山事業費	210,000,000	210,000,000	円	140,000,000	65,000,000	円	5,000,000	
		地すべり防止事業費	457,000,000	416,641,320		208,320,660	198,000,000		10,320,660	
		緊急総合治山事業費	97,000,000	79,894,699		39,947,349	29,000,000		10,947,350	
		山地災害重点地域総合対策事業費	308,000,000	304,852,820		152,426,410	148,000,000		4,426,410	
		水産業振興啓発・活動費	3,000,000	3,000,000		3,000,000				
		資源管理・漁業経営安定対策推進事業費	31,150,000	31,150,000		30,650,000			500,000	
		沿岸漁業構造改善事業費	1,223,908,000	1,055,207,000		979,508,000	69,700,000		5,999,000	
		漁協経営強化・育成指導費	3,090,000	3,090,000		3,090,000				
		漁業調査船維持修繕費	14,162,000	14,162,000					14,162,000	
		県単独漁港・漁港海岸整備事業費	21,000,000	18,686,930			7,000,000	4,649,000	7,037,930	
		水産基盤整備事業費	176,000,000	136,781,100		68,390,550	43,000,000	20,517,165	4,873,385	
		漁港・海岸整備交付金事業費	78,000,000	54,612,800		27,306,400	17,000,000		10,306,400	
市町営漁港漁場整備交付金事業費	59,000,000	35,261,950		35,113,450			148,500			
市町営漁港漁場整備事業費	65,000,000	53,679,765		35,785,510	15,000,000		2,894,255			

		漁港海岸整備事業費	26,000,000	20,117,680		7,163,265	11,000,000		1,954,415
	1 商 業 費	中小商業支援事業費	310,000,000	310,000,000		310,000,000			
		富山会館事業費	34,250,000	17,618,000			3,000,000		14,618,000
		再生可能エネルギー等普及促進事業費	14,557,000	14,557,000		14,557,000			
7 商 工 費	2 工 鉱 業 費	エネルギー価格対策事業費	500,400,000	500,400,000		500,400,000			
		中小企業振興事業費	2,350,000,000	2,329,094,720		1,707,947,360			621,147,360
		産業技術研究開発センター運営費	2,200,000	2,200,000			1,000,000		1,200,000
	3 観 光 費	観光振興対策費	10,000,000	10,000,000		10,000,000			
	1 土 木 管 理 費	建設業経営基盤安定支援事業費	10,000,000	10,000,000				10,000,000	
		建築指導費	10,776,000	10,776,000		600,000			10,176,000
		県単独災害防除費	299,100,000	298,043,160			276,000,000		22,043,160
		県単独雪寒対策施設費	55,500,000	55,443,802	5,544,380		49,000,000		899,422
		県単独雪寒対策施設維持修繕費	183,000,000	160,739,591			79,000,000		81,739,591
		積雪寒冷地道路建設機械整備費	120,000,000	115,133,019		76,755,347	34,000,000		4,377,672
		県単独交通安全施設整備費	240,600,000	108,434,566			60,000,000		48,434,566
	2 道路橋りょう費	県単独道路維持修繕費	1,609,400,000	1,275,013,382			1,004,800,000		270,213,382

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内				一般財源
					既収入 特定財源	未収入 国支出金	入特定財源		
							地方債	その他	
		道路橋りょう改築費	8,500,000,000	6,556,860,960	円	3,668,307,434	2,585,000,000	円	303,553,526
		県単独道路改良費	1,645,900,000	1,455,730,355	126,345,719		1,229,000,000	21,169,976	79,214,660
		道路総合交付金事業費	4,166,400,000	2,464,928,061		1,277,991,857	1,116,000,000		70,936,204
		県単独橋りょう維持修繕費	360,000,000	304,214,066			226,000,000		78,214,066
		県営ダム維持修繕費	60,000,000	52,537,189			16,000,000	26,460,253	10,076,936
		県単独河川維持修繕費	787,300,000	787,300,000			505,700,000		281,600,000
		県単独河川改良費	78,100,000	78,058,800			78,000,000		58,800
		県単独ダム維持管理費	172,000,000	172,000,000			60,000,000	22,671,998	89,328,002
		都市基盤河川改修事業費	15,000,000	13,150,498					13,150,498
		河川災害関連事業費	25,000,000	21,624,000		10,812,000	10,000,000		812,000
		河川総合交付金事業費	1,500,000,000	1,230,897,323		613,665,165	590,000,000	3,567,000	23,665,158
		河川改修費	4,692,000,000	4,121,857,565		1,482,771,473	1,815,000,000	742,231,141	81,854,951
3 河川海岸費	県単独砂防改良費	6,000,000	4,659,585					4,659,585	
	県単独砂防維持修繕費	431,000,000	376,367,874			213,000,000		163,367,874	

8 土 木 費	小規模急傾斜地崩壊対策補助金	30,000,000	14,714,410			14,000,000		714,410
	砂防総合交付金事業費	790,000,000	753,401,715			326,000,000	362,978,832	64,422,883
	砂防関係施設整備費	3,300,000,000	2,679,073,720			1,159,000,000	1,334,047,207	186,026,513
	海岸保全事業費	140,000,000	111,532,274			8,000,000	55,766,137	47,766,137
	海岸環境保全事業費	50,000,000	50,000,000				35,000,000	15,000,000
	県単独海岸整備事業費	39,500,000	36,380,475					36,380,475
	海岸総合交付金事業費	350,000,000	248,383,519			107,000,000	116,150,977	25,232,542
	港湾海岸保全事業費	60,000,000	42,878,900			20,000,000	21,439,450	1,439,450
	港湾海岸総合交付金事業費	148,000,000	126,679,129			59,000,000	61,081,610	6,597,519
	県単独港湾運河維持修繕費	250,000,000	230,927,840			121,600,000		109,327,840
	港湾施設特別会計繰出金	310,000,000	226,087,000			226,000,000		87,000
	直轄港湾事業費負担金	26,340,000	26,340,000			26,000,000		340,000
	県単独港湾改良整備費	78,000,000	68,665,100	5,066,040		37,000,000	22,400,000	4,199,060
	港湾調査費	28,100,000	28,100,000	14,050,000				14,050,000
	伏木富山港湾公害防止対策費	27,000,000	24,677,708				12,338,854	12,338,854
	港湾総合交付金事業費	694,000,000	359,601,826			201,000,000	136,998,601	21,603,225
4 港 湾 費								

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入 国支出金	財源			
							地方債	その他		
		港湾予防保全事業費	569,000,000	422,882,819	円	176,584,501	円	222,000,000	円	24,298,318
		伏木富山港改良整備費	36,000,000	29,328,009		14,664,005		14,000,000		664,004
		県単独空港整備費	99,100,000	84,306,446						84,306,446
		組合土地区画整理事業費	115,000,000	57,995,294		31,897,412		12,000,000	13,049,000	1,048,882
	5 都市計画費	市町村都市計画土地区画整理事業費補助金	10,000,000	3,834,000						3,834,000
		県単独都市計画街路改良	190,000,000	106,020,192	33,257,000			53,000,000	7,923,000	11,840,192
		都市計画街路事業推進費	22,000,000	21,921,600	8,769,000					13,152,600
		都市計画街路総合交付金事業費	412,800,000	339,450,843	52,934,000	176,631,029		66,000,000	38,507,000	5,378,814
		街路事業費	2,244,000,000	1,416,278,040	79,808,000	749,957,981		293,000,000	232,433,000	61,079,059
		県単独都市公園維持管理費	15,000,000	10,856,644						10,856,644
	県単独都市公園施設整備費	466,400,000	278,459,727				206,000,000		72,459,727	
	都市公園総合交付金事業費	265,200,000	90,016,500		39,750,000		44,000,000		6,266,500	
	県営住宅維持管理費	22,000,000	21,739,000				5,100,000		16,639,000	
6 住宅費		公営住宅ストック整備事業費	26,244,000	6,214,000						6,214,000

9 警 察 費	1 警 察 管 理 費	安全・安心とやまの住まい 耐震化促進事業費	83,213,000	39,025,000	19,511,000			19,514,000
		宅地液化化等復旧支援 事業費	125,000,000	115,464,000				115,464,000
9 警 察 費	1 警 察 管 理 費	交 通 安 全 施 設 費	95,000,000	95,000,000	12,660,000	70,000,000	11,340,000	1,000,000
		交通安全施設維持管理費	35,000,000					
		警察署庁舎建設費	38,625,000	38,625,000		18,000,000	7,315,000	13,310,000
		駐在所・交番庁舎建設費	74,171,000	73,137,000		54,000,000		19,137,000
		県立学校教育振興計画 推進費	33,000,000	28,783,000		25,000,000		3,783,000
		総合教育センター運営費	9,438,000	9,438,000		7,000,000		2,438,000
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	私立学校振興推進事業費	10,200,000	4,700,000		4,600,000		100,000
		学校修繕費（全日制）	251,256,000	211,689,000		195,000,000		16,689,000
		学校修繕費（定時制）	105,734,000	91,603,000		87,000,000		4,603,000
		科学技術教育設備充実費	2,842,000	2,841,544				2,841,544
		高等学校建設事業費	1,891,411,000	1,546,996,308		1,363,000,000		183,996,308
		運動場等整備費	72,087,000	57,399,800		52,000,000		5,399,800
10 教 育 費	4 高 等 学 校 費	高等学校等 リフレッシュ事業費	385,981,000	128,082,125		100,000,000		28,082,125
		学校修繕費（特別支援）	103,708,000	97,212,000		91,000,000		6,212,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内				記
					既収入 特定財源	未収入特定財源			
						国支出金	地方債	その他	
	5 特別支援学校校費	特別支援学校通学運営費	35,000,000	35,000,000				35,000,000	
		特別支援学校建設事業費	340,467,000	330,483,985		277,000,000		53,483,985	
	6 大学費	公立大学法人振興事業費	202,367,000	108,245,000			108,245,000		
	7 社会教育費	県立文化ホール運営費	15,000,000	14,263,000	2,500,000	9,200,000		2,563,000	
		文化財保存整備費	26,384,000	26,383,000		5,000,000		21,383,000	
		立山博物館管理運営費	43,780,000	27,318,500	13,659,000	12,000,000		1,659,500	
	8 保健体育費	富山県美術館管理運営費	11,500,000	11,500,000		10,000,000		1,500,000	
		スポーツ活性化推進事業費	192,700,000	138,047,000		103,000,000		35,047,000	
		スポーツ施設リフレッシュ事業費	242,339,000	241,459,000		234,000,000		7,459,000	
	1 農林水産業施設災害復旧費	災害農地復旧事業費	2,000,000,000	839,650,334	839,650,334				
		県営農地災害復旧費	40,000,000	29,055,319	18,011,565	7,000,000	3,250,000	793,754	
		漁港災害復旧費	229,610,000	215,610,000	139,806,000	75,800,000		4,000	
		県単独漁港災害復旧費	188,000,000	185,000,000		185,000,000			
		林道災害復旧事業費	223,695,000	221,746,400	218,608,400	2,000,000		1,138,000	

11 災害復旧費	直轄災害復旧事業費 負担金	390,237,000	390,237,000			390,200,000		37,000
	道路災害復旧費	2,048,489,000	1,514,084,884			342,600,000	57,456,120	1,114,028,764
	県単独道路災害復旧費	19,800,000	19,800,000			19,800,000		
	橋りょう災害復旧費	108,213,000	108,213,000			36,000,000	40,192,086	32,020,914
	2 公共土木施設 災害復旧費	3,641,053,000	2,971,095,248			1,405,800,000	1,160,368,658	404,926,590
		461,118,000	288,054,250			60,900,000	70,067,072	157,087,178
		263,746,000	175,532,000			47,000,000	41,099,800	87,432,200
		620,309,000	620,309,000			123,800,000	209,886,928	286,622,072
		10,300,000	10,300,000			10,200,000		100,000
		2,504,000	2,504,000			1,200,000	1,252,000	52,000
	公営住宅災害復旧費							
	一般会社	81,454,636,000	67,093,146,515	325,774,139	31,252,604,857	24,524,600,000	3,470,742,121	7,519,425,398
	1 土木費							
	2 土木費							
1 土木費	県単独公共用地取得事業費	293,000,000	78,417,206			78,000,000	417,206	
	荷役機械運営費	78,850,000	78,850,000					78,850,000
	荷役機械災害復旧事業費	25,000,000	25,000,000			12,500,000		12,500,000
	ふ頭用地災害復旧事業費	393,000,000	355,138,100			177,600,000		177,538,100
	上屋災害復旧事業費	20,000,000	20,000,000			10,000,000		10,000,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入 特定財源	未収入 国支出金	収入 特定財源	地方債 その他	
		マリーナ・PBS災害 復旧事業費	92,000,000	52,148,100	円	円	円	円	円
		新湊マリーナ建設事業費	13,860,000						
		伏木地区港湾関連用地 造成事業費	335,000,000	296,150,000			296,000,000		150,000
		新湊地区港湾関連用地 造成事業費	96,000,000	95,634,000			95,000,000		634,000
特	別	会 計 計	1,346,710,000	1,001,337,406			695,200,000	417,206	305,720,200
合		計	82,801,346,000	68,094,483,921	325,774,139	31,252,604,857	25,219,800,000	3,471,159,327	7,825,145,598

令和7年6月10日 提出

富山県知事 新 田 八 朗

報告第 7 号 令和 6 年度富山県事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 為額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				説明	
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源				
									国支出金	地方債	その他		
2 総務費	1 総務管理費	国際交流企業費	132,781,000	108,090,000	24,691,000	24,691,000	24,691,000	円	22,000,000	円	2,691,000	円	工程の変更が必要となり、対応に不測の日数を要したため
	3 自然保護費	自然公園等整備費	1,408,000		1,408,000	1,408,000	1,408,000				1,408,000		豪雨等の影響により、工事の施工に不測の日数を要したため
1 農業費	1 農業費	経営体育成支援費	114,691,000	113,610,000	1,081,000	1,081,000	1,081,000		721,000		360,000		工程の変更が必要となり、対応に不測の日数を要したため
	3 農地費	県営農地整備費	10,302,939,000	10,273,877,000	29,062,000	29,062,000	29,062,000		14,654,000	12,000,000	2,408,000		能登半島地震の影響により、工事の施工に不測の日数を要したため
3 農地費		地すべり対策費	152,470,000	49,058,300	103,411,700	103,411,700	103,411,700		53,814,900	45,000,000	4,596,800		能登半島地震の影響により、事業関係者との調整に不測の日数を要したため
	6 農水産業費	国土調査事業費	国土調査事業費	38,623,500	17,173,500	21,450,000	21,450,000	21,450,000		14,300,000		7,150,000	
林業成長産業化推進事業費			83,359,800	60,359,800	23,000,000	23,000,000	23,000,000	23,000,000		23,000,000			
4 林業費	4 林業費												

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 為額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				説明
				支出済額	支出 未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	未収入 特定財源 その他	一般財源	
		緊急治山事業費	195,806,851	73,403,851	122,403,000		122,403,000		36,000,000		86,403,000	湧水に伴う土砂崩壊への対応に不測の日数を要したため
		5 水産業費	30,000,000	11,994,000	18,006,000		18,006,000		9,003,000	2,700,900	302,100	能登半島地震の影響により、事業関係者との調整に不測の日数を要したため
7 商工費	2 工鉦業費	中小企業振興費	2,731,521,000	1,814,148,000	917,373,000		917,373,000		611,576,000		305,797,000	能登半島地震の影響により、工事の施工等に不測の日数を要したため
		県単独河川維持修繕費	19,360,000	7,740,000	11,620,000		11,620,000		11,000,000		620,000	能登半島地震の影響により、事業関係者との調整に不測の日数を要したため
8 土木費	3 河川海岸費	河川改修費	196,618,912	109,640,000	86,978,912		86,978,912		24,123,031	34,113,786	2,742,095	事業関係者との調整に不測の日数を要したため
		県単独港湾運河維持修繕費	64,608,870	851,548	63,757,322		63,757,322	38,200,000	25,500,000		57,322	能登半島地震の影響により、工事の施工に不測の日数を要したため
	4 港湾費	港湾施設特別会計繰出金	374,599,000		374,599,000		374,599,000	171,600,000	202,800,000		199,000	能登半島地震の影響により、工事の施工に不測の日数を要したため
		港湾総合交付金費	17,270,000		17,270,000		17,270,000		5,756,667	10,000,000	1,513,333	能登半島地震の影響により、工事の施工に不測の日数を要したため

	伏木富山港改良整備費	15,950,000		15,950,000		15,950,000	7,975,000	7,000,000	975,000	入札不調により、発注条件の調整等に不測の日数を要したため
	5 都市計画費	144,519,100	83,370,000	61,149,100		61,149,100	15,135,000	30,880,296	15,000,000	事業関係者との調整に不測の日数を要したため
10 教育費	4 高等学校費	27,775,000	9,230,000	18,545,000		18,545,000	10,532,000	5,200,000	2,813,000	積雪等の影響により、工事の施工に不測の日数を要したため
	災害農地復旧費	2,175,120,514	231,230,798	1,943,889,716		1,943,889,716	1,943,889,716			能登半島地震の影響により、事業関係者との調整に不測の日数を要したため
1 農林水産業施設災害復旧費	漁港災害復旧費	777,077,136	395,222,600	381,854,536		381,854,536	127,100,000	254,687,000	67,536	能登半島地震の影響により、事業関係者との調整に不測の日数を要したため
	県単独漁港災害復旧費	188,774,681	87,520,217	101,254,464		101,254,464	101,200,000		54,464	能登半島地震の影響により、事業関係者との調整に不測の日数を要したため
	林道災害復旧費	558,305,000	460,848,000	97,457,000		97,457,000	97,457,000			能登半島地震の影響により、事業関係者との調整に不測の日数を要したため
11 災害復旧費	道路災害復旧費	1,323,352,852	393,900,000	929,452,852		929,452,852	218,700,000	544,210,558	103,042,294	能登半島地震の影響により、事業関係者との調整に不測の日数を要したため
	橋りょう災害復旧費	187,150,700	71,990,000	115,160,700		115,160,700	28,100,000	76,812,186	10,200,000	能登半島地震の影響により、事業関係者との調整に不測の日数を要したため
	2 公共土木施設災害復旧費									

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				説明
				支出済額	支出 未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	
		河川災害復旧費	1,461,985,456	334,770,000	1,127,215,456		1,127,215,456	329,200,000	726,007,090	71,800,000		能登半島地震の影響により、事業関係者との調整に不測の日数を要したため
		港湾災害復旧費	1,255,542,930	266,058,452	989,484,478		989,484,478	227,300,000	588,354,676	116,000,000	930,100	能登半島地震の影響により、事業関係者との調整に不測の日数を要したため
一般	会	計	22,571,610,302	14,974,086,066	7,597,524,236		7,597,524,236	1,256,535,000	5,037,754,120	685,000,000	37,744,786	
		荷役機械災害復旧事業費	71,120,978	10,070,978	61,050,000		61,050,000	21,200,000		9,300,000		能登半島地震の影響により、工事の施工に不測の日数を要したため
1	土木費	1 港湾費	1,448,508,236	606,188,636	842,319,600		842,319,600	122,600,000	279,148,900	159,000,000		能登半島地震の影響により、事業関係者との調整に不測の日数を要したため
		マリーナ・P B S 災害復旧事業費	435,558,596	310,681,096	124,877,500		124,877,500	27,900,000		34,500,000		能登半島地震の影響により、事業関係者との調整に不測の日数を要したため
特別	会	計	1,955,187,810	926,940,710	1,028,247,100		1,028,247,100	171,700,000	279,148,900	202,800,000		
合		計	24,526,798,112	15,901,026,776	8,625,771,336		8,625,771,336	1,428,235,000	5,316,903,020	887,800,000	37,744,786	

令和7年6月10日 提出

富山県知事 新田 八郎

報告第 8 号 令和 6 年度富山県病院事業会計予算繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国支出金	企業債	その他				
1 資本的支出	1 建設改良費	固定資産改良費	843,970,000	325,490,935	439,479,065	円	円	円	円	円	円	関係機関との調整に不測の日数を要したため
		医療機器整備費	8,598,000		8,598,000			8,000,000	598,000			関係機関との調整に不測の日数を要したため
	計		852,568,000	325,490,935	448,077,065			447,000,000	1,077,065	79,000,000		

2 地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国支出金	企業債	その他				
1 資本的支出	1 建設改良費	固定資産改良費	8,710,900	円	8,710,900	円	円	円	円	円	関係機関との調整に不測の日数を要したため	
								8,710,900				
	計		8,710,900		8,710,900			8,710,900				

令和7年6月10日 提出

富山県知事 新田 八朗

報告第 9 号 令和 6 年度富山県流域下水道事業会計予算繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国支出金	企業債	その他			
1 資本的支出	1 建設改良費	流域下水道事業	1,215,714,623		1,215,714,623	720,294,356	247,800,000	247,620,267			関係機関との調整に不測の日数を要したため
		計	1,215,714,623		1,215,714,623	720,294,356	247,800,000	247,620,267			

2 地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国支出金	企業債	その他			
1 事業費	1 営業費用	委託料	2,629,000		2,629,000			2,629,000			関係機関との調整に不測の日数を要したため
		工事請負費	734,756,179		734,756,179			734,756,179			関係機関との調整に不測の日数を要したため
		受託事業費	48,770,621		48,770,621			48,770,621			関係機関との調整に不測の日数を要したため
		計	786,155,800		786,155,800			786,155,800			

令和7年6月10日 提出

富山県知事 新田 八郎

報告第 10 号

令和 6 年度富山県電気事業会計予算繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国支出金	企業債	その他				
1 資本的支出	1 建設改良費	固定資産改良費	306,932,801	63,380,000	243,552,801	円	円	円	円	円	円	関係機関との調整に不測の日数を要したため
		発電所老朽化対策事業費	3,049,913,000	1,155,358,715	1,894,554,285			1,894,000,000	554,285		関係機関との調整に不測の日数を要したため	
	計		3,356,845,801	1,218,738,715	2,138,107,086			1,894,000,000	244,107,086			

2 地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国支出金	企業債	その他			
1 事業費	1 営業費用	消耗品費	1,342,000		1,342,000			1,342,000			資材の調達に不測の日数を要したため
		修繕費	137,031,000		137,031,000			137,031,000			関係機関との調整に不測の日数を要したため
		補償費	2,479,056		2,479,056			2,479,056			関係機関との調整に不測の日数を要したため

		委 託 料	20,215,000		20,215,000		20,215,000		関係機関との調整に不測の日数を要したため
		固定資産除却費	1,534,961		1,534,961		1,534,961		関係機関との調整に不測の日数を要したため
	4 特 別 損 失	その他特別損失	1,885,505,000	877,883,500	821,474,587		474,587	186,146,913	関係機関との調整に不測の日数を要したため
1 資本的支出	1 建設改良費	固定資産改良費	3,300,000		3,300,000		3,300,000		関係機関との調整に不測の日数を要したため
		発電所老朽化対策事業費	1,760,118,227	657,568,249	1,101,764,813		764,813	785,165	関係機関との調整に不測の日数を要したため
	計		3,811,525,244	1,535,451,749	2,089,141,417		167,141,417	186,932,078	

令和7年6月10日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

報告第 11 号

令和 6 年度富山県水道事業会計予算繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰 越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説明
						国支出金	企業債	その他				
1 資本的支出	1 建設改良費	西部水道用水 供給事業費	632,966,000		632,965,181		78,000,000	554,965,181	819		関係機関と の調整に不 測の日数を 要したため	
		固定資産改良費	157,877,000		157,876,841		72,000,000	85,876,841	159		関係機関と の調整に不 測の日数を 要したため	
	計	790,843,000		790,842,022		150,000,000	640,842,022	978				

2 地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国支出金	企業債	その他			
1 事業費	1 営業費用	修繕費	82,797,000		82,796,075			82,796,075	925		関係機関との調整に不測の日数を要したため
		委託料	6,742,000		6,741,217			6,741,217	783		関係機関との調整に不測の日数を要したため
		固定資産除却費	5,415,000		5,414,766			5,414,766	234		関係機関との調整に不測の日数を要したため

1 資本的支出	1 建設改良費	西部水道用水供給事業費	290,390,000		290,389,906	160,000,000	130,389,906	94	関係機関との調整に不測の日数を要したため
		固定資産改良費	9,200,000		9,199,277		9,199,277	723	関係機関との調整に不測の日数を要したため
	計		394,544,000		394,541,241	160,000,000	234,541,241	2,759	

令和7年6月10日 提出

富山県知事 新 田 八 朗

報告第 12 号

令和 6 年度富山県工業用水道事業会計予算繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国支出金	企業債	その他				
1 資本的支出	1 建設改良費	富山県西部工業団地建設事業費	2,364,199,000		2,364,198,839		1,749,000,000	615,198,839		161		関係機関との調整に不測の日数を要したため
		富山八尾中核工業団地工業用水道建設事業費	1,272,000		1,271,300			1,271,300		700		関係機関との調整に不測の日数を要したため
		利賀川工業用水道建設事業費	720,000		719,730			719,730		270		関係機関との調整に不測の日数を要したため
		固定資産改良費	32,751,000		32,750,932		13,000,000	19,750,932		68		関係機関との調整に不測の日数を要したため
		計	2,398,942,000		2,398,940,801		1,762,000,000	636,940,801		1,199		

2 地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国支出金	企業債	その他			
		修繕費	18,935,000		18,934,698			18,934,698	302		関係機関との調整に不測の日数を要したため

1 事業費	1 営業費用	委託料	26,461,000		26,460,083		26,460,083	917		関係機関との調整に不測の日数を要したため
		固定資産除却費	4,485,000		4,484,236		4,484,236	764		関係機関との調整に不測の日数を要したため
		富山県西部工業用水道建設事業費	241,463,000		241,462,648		164,462,648	352		関係機関との調整に不測の日数を要したため
		富山八尾中核工業団地工業用水道建設事業費	1,828,000		1,827,647		1,827,647	353		関係機関との調整に不測の日数を要したため
		利賀川工業用水道建設事業費	962,000		961,090		961,090	910		関係機関との調整に不測の日数を要したため
		固定資産改良費	23,595,000		23,594,375		16,594,375	625		関係機関との調整に不測の日数を要したため
	計		317,729,000		317,724,777		233,724,777	4,223		
令和7年6月10日 提出 富山県知事 新 田 八 朗										